

大阪市水道局施設資材供給者
承認申請書作成要領

平成30年9月

大阪市水道局

大阪市水道局（以下「当局」という。）が発注する電気・機械設備工事において設置する機器のうち、特に必要と認める主要機器については、品質、機能、安定性等を確保するために、資材供給者に関する承認制度を設けており、次の要領で承認申請者を受け付けます。

なお、この承認制度は、契約にあたって優先的地位を付与するものではありません。

1 指定品目

施設資材のうち、品質、機能、安定性等を確保するために、当局の仕様に適合する機器材の設計、製作が可能な資材供給者を登録する必要があるものについて、別表で指定している品目をいいます。

2 申請資格要件

(1) 機器の製作に十分な技術、経験、品質管理能力があり、当局の仕様（水道施設工事共通仕様書）に適合する機器材の設計、製作が可能であること。

なお、自社で設計し、他企業で製作している場合は、品質管理面において技術的に関与していること。

(2) 申請する品目の製品は、過去10年に国、地方公共団体及びその他公益法人への納入が3件以上あり、1年以上の稼働実績があること。

ただし、別表で定めのある品目については、それぞれの条件を満たしていること。

(3) 品質管理体制が設計、製作部門から独立していること。

また、機器の機能および性能の確認検査が日本国内で行えること。

(4) 申請機器の故障、事故等に対して、緊急かつ短時間で対応できるアフターサービス体制を有していること。

3 申請書の受付

(1) 申請書の受付日時

公表日から11月30日まで（土・日曜日、祝日を除く）

午前10時から正午、午後1時から午後4時30分

(2) 申請書の提出場所

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟9階 大阪市水道局工務部施設課

(3) 申請書の提出部数

1部 及び 審査結果通知書用の82円切手を貼った定形郵便封筒1通（複数品目の申請を行なう場合でも1通）

(4) 申請書は、事前に必ず担当に連絡をとり、申請書類一式を持参のうえ来庁して下さい。

また、記載内容を理解し、詳細に説明できる方が持参して下さい。

(5) 本作成要領についての問い合わせ先

大阪市水道局工務部施設課

担当係長 中尾(電気設備) TEL 06-6616-5551

担当係長 早川(機械設備) TEL 06-6616-5551

4 申請書の作成要領

(1) 体裁

申請品目毎に、目次、申請書及び添付書類をA4版のファイル（インデックス付）に綴じて1部提出して下さい。なお、目次には連絡担当先を明記して下さい。

ただし、複数の品目を同時に申請する場合は、会社概要等の共通書類は、別冊として共用することができます。

(2) 表紙及び背表紙の体裁

申請品目、企業名を記入します。

なお、共通書類を分冊にする場合は、全ての申請品目を記載し、共通書類である旨を記入します。

(3) 申請様式（見出しNo.1）

ア 施設資材供給者承認申請書（様式－1）、誓約書（様式－2）

承認申請書及び誓約書に必要事項を記入します。

(4) 会社概要（見出しNo.2）

ア 会社経歴書及び会社案内（パンフレットでも可）

経歴、資本金、営業（製作）品目、本社所在地、大阪市を担当する支社又は営業所在地、会社組織図、資本提携、業務提携、OEM供給先等を記載します。

なお、組織図については、申請品目の設計担当部署、製作担当部署、品質管理（検査）担当部署並びに申請品目及び関連機器の製品開発担当部署（独立している場合）が記載されたものとします。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく、直近の経営事項審査の結果書の写し

(5) 申請品目の納入実績（見出しNo.3）

ア 納入実績表（様式－3）

過去10年の主な納入実績（国、地方公共団体及びその他公益法人への納入で、1年以上の稼働実績があるもの）を、申請品目の名称、発注者、納入先、工事名称、当該品目に係る契約金額、納入年月、元請／下請の区分、処理能力等を様式－3に記入します。

なお、実績件数の記入は最低3件以上とし、最高20件までとします。

(6) 申請品目の製造体制（見出しNo.4）

ア 製作工場の名称、所在地

イ 設計担当部署、製作担当部署の体制表（人数、資格等）

ウ 工場内配置、主な製造設備機器の種類及び各製造工程別の写真

エ 製品図面及び製品仕様（申請品目の納入実績に記載したものとします。）

(7) 品質管理基準（見出しNo.5）

ア 社内品質管理基準、品質管理（検査）担当部署の体制表（人数、資格等）

イ ISO9001（品質マネジメントシステム）、ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得している場合は、取得登録証、付属書の写し

ウ 製作工程に協力会社がある場合は、協力会社名、業務範囲とその理由、協力会社との契約書等の写し

(8) 社内安全管理基準（見出しNo.6）

ア 社内安全管理基準、安全管理体制表

(9) 申請品目のアフターサービス体制（見出しNo.7）

ア 技術者の拠点、人数と資格

イ 緊急連絡体制表（担当者、連絡先、24時間対応の緊急連絡先を含む）

ウ アフターサービスに協力会社がある場合は、協力会社名、業務範囲、協力会社との契約書の写し、人数と資格

- (10) 申請品目に係わる技術開発（見出しNo.8）
 - ア 最近5年間程度の投稿論文、報告書、技術資料（特許並びに実用新案、新技術等）
その他資料（省エネルギー、環境対策等）
 - イ 水道展、工業展等への出展資料
- (11) 他都市等における指定状況（見出しNo.9）
 - 国、地方公共団体及びその他公益法人の指定状況が確認できる書面の写し

5 審査方法

審査は、会社体制、納入実績、製造体制、品質管理、安全管理、アフターサービス体制、技術開発及び他都市指定状況を評点化し、合格点以上の得点を得た企業を承認します。

- (1) 会社体制
 - 企業の概要及び体制を確認し、企業の総合力を経審総合評定値をもとに評点化します。
- (2) 納入実績
 - ア 納入実績を確認し、実績件数により評点化します。
 - イ 水道への納入実績を求めている品目では、上水道または工業用水道施設とその他の実績を区分けした上で、評点化します。
 - ウ 納入実績が満たされない場合は、失格とします。
- (3) 製造体制
 - ア 申請機器の設計、製作体制について確認し、評点化します。
 - イ 自社で設計し、他企業で製作している場合は、品質管理等に技術的に関与していることを確認します。
 - ウ 工場での製造体制及び製作状況を確認し、当局仕様に対応した機器製作が可能かを確認します。
 - エ 自社で設計し、品質管理面で技術的に関与していることが確認できない場合は、失格とします。
- (4) 品質管理基準
 - ア 品質管理及び検査の体制について確認し、評点化します。
 - イ 品質管理基準、検査基準が定められていることを確認します。
 - ウ ISO9001、ISO14001の取得状況を確認します。
 - エ 品質管理体制が設計製作部門から独立していない場合、また品質管理基準、検査基準が定められていない場合は失格とします。
- (5) 安全管理
 - ア 工場内の安全管理が行われる体制が存在し、機能していることを確認します。
 - イ 安全管理基準が定められていない場合は、失格とします。
- (6) アフターサービス体制
 - ア サービス拠点の所在地、緊急連絡体制の内容を評価し、評点化します。
 - イ アフターサービス体制及び技術者を配置しているサービス拠点の所在地を確認します。
 - ウ 24時間対応の緊急連絡体制の有無を確認します。
 - エ アフターサービス体制及び24時間対応の緊急連絡体制が構築されていない場合は、失格とします。
- (7) 技術開発
 - 技術開発への取り組み姿勢を確認し、評点化します。

6 注意事項

(1) 承認された製作企業において次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消す場合があります。

ア 資材供給者が、承認の要件に適合しなくなったとき

イ 資材供給者が、申請内容の変更等を怠ったとき

ウ 資材供給者が、承認の辞退を申し出たとき

エ 登録申請書に虚偽の内容があったとき

オ 当局の購入及び発注工事における資機材の納入に関し、事故、不正又は不誠実な行為があったとき

カ 承認製品の使用により、資材供給者の責に帰すべき事由によって当局に重大な損害並びに不具合が生じたとき

キ 資材供給者が不渡手形の発行等により、経営及び信用の状況が著しく悪化したとき

ク その他、資材等審査委員会が認める場合

上記事項が判明した場合、承認を取り消す場合があります。また、承認されている製作会社がエ又はキに該当するときは、すべての製品に対する承認を直ちに取り消すとともに、翌年度の新規申請も受け付けません。

(2) 提出された申請書類は、返却しません。

(3) 承認有効期間は、申請を受理した年の翌年度から平成31年度までです。

(4) 承認された後に、企業合併（分社）、名称変更、生産中止等により申請の内容に変更が生じる場合は、施設資材供給者承認事項変更届（様式－4）を提出してください。

(5) 既に承認されている資材供給者が承認継続を希望する場合は、承認有効期間の最終年度に案内する公募期間に施設資材供給者承認更新届（様式－5）を提出してください。

(6) 既に承認されている資材供給者が承認の辞退を希望する場合は、施設資材供給者承認辞退申請書（様式－6）を提出してください。

(7) 書類審査において、製造体制が十分に確認できないときなど、工場（製品）立会検査を実施する場合には、別途連絡をしますので、工場（製品）立会検査申請書（様式－7）に以下の書類を添付して提出してください。

ア 検査要領書

イ 検査スケジュール

ウ 検査チェック用紙

エ 検査場所までの交通機関説明書

オ 最寄り駅からの詳細位置図

また、工場（製品）立会検査時には、当局が派遣する検査員が検査を行っている状況の写真撮影を行い（検査日時、検査内容の説明、製品名、資材供給者名等を明記した黒板等と検査員を写す）、工場及び製品検査の結果とともに提出してください。

別表 指定品目一覧

1 電気設備

No.	機器材名称	実績の条件
E-1	特別高圧受変電装置 (22kV及び77kV)	
E-2	金属閉鎖形スイッチギヤ (3.3kV及び6.6kV)	
E-3	電動機・発電機 (高圧)	
E-4	監視制御盤・操作盤 ^{注1)}	※1
E-5	VDT監視制御装置	※1
E-6	情報処理装置	※1
備考	※1：上水道または工業用水道において、処理能力（施設能力もしくはポンプ定格容量の合計）が5万m ³ /日以上の実績を1件以上含むこと	

注1：監視制御盤、操作盤とは、浄水場またはポンプ場等の中央集中監視における各種設備の状態監視及び操作に必要な操作スイッチ、計器類、状態表示器等を具備したものをいう。

2 機械設備

No.	機器材名称	実績の条件
M-1	主ポンプ ^{注2)}	※2
M-2	制水扉（電動式）（呼び径300mm以上）	
M-3	多孔可変式弁	
M-4	リンクベルト式スラッジ掻寄機	※3
備考	※2：上水道または工業用水道における納入実績を1件以上含むこと ※3：上水道または工業用水道において、凝集沈でん池1池あたり計画水量が1万m ³ /日以上の実績を1件以上含むこと	

注2：主ポンプとは、取水ポンプ、揚水ポンプ、送水ポンプ、配水ポンプ、洗浄（表洗、逆洗）ポンプ及び洗浄排水（返送）ポンプに該当するポンプをいう。

平成 年 月 日

大阪市水道局長 様

申請者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

施設資材供給者承認申請書

平成 年度大阪市水道局施設資材供給者の募集について、承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 申請資材（指定品目）
- 2 形質・寸法
- 3 添付書類

平成 年 月 日

大阪市水道局長 様

申請者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

誓約書

貴局が当社製品を水道用資材として使用または貸渡しするなどに際し、工業所有権を侵害し、または不当競争に該当するとして第三者と紛争が生じた場合、次の項目について誓約致します。

記

- 1 責任のすべては当社にあり、その第三者との間で責任をもって解決し、貴局には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 2 当社製品を使用または貸渡しなどをしたことにより、貴局が差止請求、信用回復措置請求を受けた場合、当社はその一切の費用を負担し、また貴局が損害賠償請求、補償金請求を受けた場合、その支払金額を補填いたします

平成 年 月 日

大阪市水道局長 様

申請者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

施設資材供給者承認事項変更届

平成 年度に大阪市水道局施設資材供給者として承認された内容の内、
下記の事項について変更しますので届出します。

なお、下記事項を除く内容については、既に承認されている内容と相違ありません。

記

- 1 申請資材（指定品目）
- 2 変更事項
- 3 変更理由
- 4 添付書類（変更内容を裏付ける書類等）

平成 年 月 日

大阪市水道局長 様

申請者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

施設資材供給者承認更新届

平成 年度大阪市水道局施設資材供給者の募集について、承認の更新をしたいので届出します。

記

- 1 申請資材（指定品目）
- 2 添付資料
 - ・建設業法第27条の23第1項の規定に基づく、直近の経営事項審査結果通知書の写し
- 3 既登録内容からの変更点

平成 年 月 日

大阪市水道局長 様

申請者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

施設資材供給者承認辞退申請書

平成 年 月 日付の施設資材供給者の承認に関して、辞退したいので下記のとおり申請します。

記

1 申請資材（指定品目）

2 辞退理由

平成 年 月 日

大阪市水道局長 様

申請者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

工場（製品）立会検査申請書

下記のとおり工場（製品）立会検査を申請します。

記

- 1 日時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 場所 工場名
所在地
電話番号
- 3 製品名
- 4 形質及び寸法
- 5 検査内容
- 6 添付書類